

介護保険の施設サービスを利用する皆さまへ

介護保険制度には、施設入所および短期入所を利用する方のうち世帯全員が市民税非課税の方を対象に食費・居住費の負担が軽減される制度があります。

次表に該当する方は、申請者と利用者の印鑑を持って利用日までに市役所高齢者支援課介護保険係、内牧支所市民係又は波野支所市民係の窓口で申請してください。(負担限度額の認定は申請月からとなります。)

なお、負担限度額認定は前年の所得状況で判断しますので、毎年申請が必要です。

〔負担限度額認定の対象となる方〕

利用者負担段階	対象者
第1段階	・老齢福祉年金を受給している方で世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護を受給している方
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方

※平成18年の税制改正で市民税非課税世帯から市民税課税世帯になった方でも、激変緩和措置(平成20年6月30日まで)により軽減の対象となる場合があります。

※年度途中で市民税の課税状況に変更が生じた際は、速やかに申し出て下さい。

〔問い合わせ先〕 高齢者支援課介護保険係 TEL 22-3145

旧阿蘇町地区の防災無線戸別受信機の修理

旧阿蘇町の防災無線は、平成4年度より導入しており、各家庭に設置してあります戸別受信機は、古いもので15年が経過し、最近では老朽化等による故障が増えています。

特に、電池の液漏れによる電池ボックスの腐食や、ボリュームの不具合等が多く見られますので、防災無線の放送が「聞こえない」「ボリュームを上げても音量が上がらない」等の症状があれば、修理を受け付けておりますので、阿蘇市内牧支所まで戸別受信機をお持ちください。

また、修理の際には、業者へ委託しております都合上、受信機をしばらくお預かりさせていただきますのでご了承ください。

※旧阿蘇町の防災無線は、旧一の宮町・波野村では使用できません。

旧阿蘇町内で行行政区が変わられた場合は、戸別受信機の設定を変更する必要がありますので、該当される方は阿蘇市内牧支所にお持ちください。

〔問い合わせ先〕

阿蘇市内牧支所 TEL 32-1111



▲旧阿蘇町地区の防災無線戸別受信機

ご希望いし
新潟県中越沖地震救援募金箱の
設置について

阿蘇市では、7月16日に発生した「新潟県中越沖地震」により被災された方々の救援のため、「救援募金箱」を市役所と内牧・波野支所の3ヶ所に設置しましたので、市民の皆さまの温かいご支援をお願いいたします。
なお、募金箱の設置期間は8月31日までを予定しています。寄せられました救援金は、熊本県共同募金会等を通じて被災地へ送金する予定です。